



# みんなの力で暴力団を追い払おう!

## 新潟県暴力団排除条例の概要



### 1 暴力団排除に関する基本的施策等

#### 【県の事務及び事業における措置(第6条)】

県は、公共工事をはじめとする県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団排除のための必要な措置を講ずるものとします。

#### 【県民等に対する支援(第7条)】

県は、県民等が自主的に暴力団排除活動ができるよう、情報提供等必要な支援を行います。

#### 【広報及び啓発(第8条)】

県は、県民等が暴力団排除の重要性についての理解を深め、暴力団排除の気運を醸成するために、広報、啓発活動を行います。

#### 【警察による保護措置(第9条)】

警察は、暴力団排除に関する活動に取り組んだことなどによって暴力団から危害を加えられるおそれがある人に対しては、保護対策を講ずるものとします。

#### 【市町村への協力(第10条)】

県は、市町村に対し、情報提供等必要な協力を行うものとします。

### 2 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

#### 【利益の供与等の禁止(第11条)】

- (1) 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、金品等の供与、活動の助長等の行為をしてはいけません。(用心棒代の提供、地上げ行為に対する見返り金、襲名披露会場の提供など)
- (2) 暴力団員等は、事業者から前記(1)の利益供与を受けてはいけません。
- (3) 個人も相手が暴力団員等とわかっていながら、暴力団員等からの指定を受けて、利益の供与を受けてはいけません。

[※ (1)～(3)に違反した場合は、勧告や公表などの行政措置を行います。]

#### 【取引の関係者の確認等(第12条)】

事業者は、その行う事業に関し、取引の相手方などが暴力団員等ではないことを確認し、書面で誓約させるとともに、契約書等に「契約の相手が暴力団員等であると判明した場合に契約を解除できる」旨を定めるなど、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

## 【祭礼等の主催者等の義務等(第 12 条の2)】(新規)

- (1) 祭礼等の主催者は、祭礼等の運営に暴力団の威力を利用したり、暴力団等から利益の供与を受けたりすることのほか、暴力団員又は暴力団員から指定された者を祭礼等の運営に関与させたり、それらの者に露店を出店させたりすることを禁止します。
- (2) 露店出店者が暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して、利益を供与することを禁止します。また、暴力団員等も露店等出店者から利益の供与を受けてはいけません。
- (3) 祭礼等の主催者は、暴力団排除規定の整備を行うなど暴力団排除のために必要な措置を講じなければなりません。

【※ (1)、(2)に違反した場合は、勧告や公表などの行政措置を行います。】



## 【他人名義の利用を禁止(第 12 条の3)】(新規)

自らが暴力団員である事実を隠蔽するために、暴力団員が他人の名義を利用することを禁止します。また、何人も、暴力団員に対し、自分の名義を利用させることを禁止します。

【※ 違反した場合は、勧告や公表などの行政措置を行います。】



## 3 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

### 【不動産の譲渡等をしようとする者等の責務(第 13 条)】

- (1) 不動産の譲渡等をしようとする者は、
  - ① 契約前に、「暴力団事務所として利用しないこと」を相手方に確認するよう努める
  - ② 契約時に、契約書等に
    - 不動産を暴力団事務所に利用してはならない
    - 不動産が暴力団事務所に利用された場合は、契約を解除し、又は買戻しすることができると旨を定めるよう努めるものとし、

また、前記の契約により不動産譲渡等をした者は、不動産が暴力団事務所に利用された場合は、契約を解除し、又は買戻しするよう努めるものとし、

- (2) 何人も、譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所に利用されることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはいけません。

【※ (2) に違反した場合は、勧告や公表などの行政措置を行います。】

### 【不動産の譲渡等の代理等をする者の責務(第 14 条)】

- (1) 不動産の譲渡等の代理等をする者は、譲渡等をしようとする者に対し、前記の不動産契約規定を守るように、助言等の措置を講じなければなりません。
- (2) 何人も、譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所に利用されることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理等をしてはいけません。

【※ (2) に違反した場合は、勧告や公表などの行政措置を行います。】

## 4 青少年の健全な育成を図るための措置等

### 【青少年に対する指導等(第15条)】

県は、学校等において、暴力団排除のための教育が行われるよう適切な措置を講ずるものとしします。

### 【青少年への勧誘等の行為を禁止(第15条の2)】(新規)

暴力団員が、青少年を暴力団事務所に立ち入らせることや、暴力団に加入させるために青少年に面会を要求したり、つきまといや待ち伏せしたりすることなどを禁止します。

【※ 違反した場合は、勧告や公表などの行政措置を行います。】



### 【暴力団事務所の開設及び運営の禁止(第16条)】

- (1) 暴力団事務所は、学校、図書館、博物館、都市公園等の施設の周囲200メートルの区域内において、これを開設したり運営してはいけません。
- (2) また、都市計画法上の住居地域等において、暴力団事務所を開設したり運営してはいけません。

【※ (1)に違反した場合は、罰則が科されます。(2)に違反した場合は、中止命令等が発出され、中止命令等に従わなかった場合には、罰則が科されます。】

200m 以内禁止！



## 5 暴力団排除等の妨害の禁止

### 【暴力団排除活動に対する妨害行為を禁止(第16条の2)】(新規)

何人も、みかじめ料の支払いを断ったり、暴力団の施設利用を断ったりするなどの暴力団排除活動を行う者に対して、威迫やつきまといなど不安を覚えさせるような方法で妨害行為を行うことを禁止します。

【※ 違反した場合は、中止命令等が発出され、中止命令等に従わなかった場合には、罰則が科されます。】



## 6 暴力団排除特別強化区域

### 【特別強化区域の指定(第17条)】

暴力団排除を徹底することにより、安全で安心なまちづくりを強力に推進する必要がある区域を、「暴力団排除特別強化区域」として指定します。

指定区域は、新潟市内の駅前地区、駅南地区、古町地区、長岡市内の長岡駅前地区、上越市内の高田地区、直江津地区です。

### 【特別強化区域における特定営業者等の禁止行為(第18条)】

特別強化区域における特定営業者等は、その営業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者を

- ① 用心棒として利用
- ② 用心棒代又は営業を容認してもらう対償として利益供与



をしてはいけません。

また、暴力団員を業務に従事させてはいけません。

**【※ 違反者には罰則が科されます。】**

### 【特別強化区域における暴力団員の禁止行為(第 19 条)】

暴力団員等は、特別強化区域における特定営業者等から、特定営業等に関して

- ① 用心棒となること
- ② 用心棒代又は営業を容認して貰う代償として利益供与を受けること
- ③ 特定営業等の業務に従事すること



をしてはいけません。

また、自ら指定した者を通じて、利益の供与を受けてもいけません。

**【※ 違反者には罰則が科されます。】**

## 7 義務違反者に対する措置等

### 【調査・勧告・公表(第 20、21、22 条)】

利益供与禁止規定(第 11 条)、祭礼等の主催者等の義務規定(第 12 条の2第1項から第4項)、他人の名義の利用の禁止規定(第 12 条の3)、不動産規定(第 13 条第2項又は第 14 条第2項)、青少年に対する禁止行為規定(第 15 条の2)、暴力団事務所の開設及び運営の禁止規定(第 16 条第2項)、暴力団排除等の妨害の禁止規定(第 16 条の2)の違反行為について、公安委員会が

- ① 事実確認のため、違反者から説明や資料の提出を求めるなどの**調査**を行う
- ② 違反の事実があると認めた場合には、違反行為をやめるように**勧告**を行う
- ③ 調査に非協力的、又は勧告に従わなかった場合は、違反者名の**公表**を行う

こととします。

### 【立入検査の実施(第 20 条の2)】(新規)

条例違反が疑われる場合で、説明や資料の提出を求める調査によっては、違反事実を明らかにすることができない場合には、警察官が、暴力団事務所等の施設に立入り、検査等を行うことができます。**立入検査を拒んだり、妨げたりした場合には、違反者に罰則が科されます。**



### 【中止命令等の発出(第 22 条の2)】(新規)

青少年に対する禁止行為(第 15 条の2)、住居地域等における暴力団事務所の開設や運営に係る禁止行為(第 16 条第2項)、暴力団排除活動に対する妨害行為(第 16 条の2)に違反した場合、公安委員会から中止命令や再発防止命令を発出することとします。**この中止命令に違反した場合には、違反者に罰則が科せられます。**



### 【罰則(第 24、25 条)】

暴力団事務所の開設等の禁止(第 16 条第1項)、暴力団排除特別強化区域規定(第 18 条又は第 19 条)、暴力団事務所の開設及び運営に対する中止命令(第 22 条の2第3項)、暴力団排

除等の妨害の禁止に対する中止命令等(第 22 条の2第4、5項)に違反した者は、**1年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金**に処します。

青少年に対する禁止行為に対する中止命令等に違反した者は、**6月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金**に処します。

立入検査を拒んだりした場合には、**20 万円以下の罰金**に処します。

第 18 条の**暴力団排除特別強化区域規定に違反した特定営業者が自首した場合、刑を減軽又は免除することができます。**(第 24 条第2項)



**暴力団  
を恐れない！  
に金を出さない！  
を利用しない！  
＋  
と交際しない！**

イラストデザイン: 古井インさん 作画協力: 日本アニメ・マンガ専門学校 (JAM)